



2026年 8月31日
第32号

JR 東労組 Yokohama



JR東労組横浜地本

発行人 梶田 優一

編集 情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



横地申「グループ会社と一体となった業務執行体制の深度化」に関する申し入れ 団体交渉 第3号 を行う！④

【安全・品質・コンプライアンスについて】

10. グループ会社の施工能力を超える作業発注を行うことがないよう、監督員と作業責任者との間で合意を得てから発注すること。

(回答) 当社と受託会社の間で締結する契約に基づき実施することとなる。

組 合	会 社
契約に関する「窓口」である監督員と作業責任者の協議を尊重すること。	契約に基づき、受託会社と協議して決定するものである。
J R側の監督員の考え方を示すこと。	監督員は現場長が決定するものである。基本的には中原にいる監督員が発注するが、本区側の管理者等も監督員補助としていく考えである。

11. グループ会社社員が、委託業務に必要な知識、技能、資格や適性を保有していることをJRとしても定期的に確認し、必要により指導すること。

(回答) 受託会社の体制は、受託会社で決定することとなる。また、教育計画等についても受託会社で決定することとなるが、引き続き受託会社と連携して対応していく。

受託会社における資格不所持などは、 グループ企業としてJ R本体も問われることとなる認識はあるか。	グループ会社として見られる認識はある。
修繕作業に必要な資格取得について、受託会社が有資格者を配置していることを確認すること。	資格管理については受託会社が行うことである。
有機溶剤作業主任者や特定化学物質作業主任者など受託会社の事業所内で確保すべき作業が残る認識である。実施日時点で有資格者が無配置とならないようにすること。	資格を要する作業を排除していく考えである。
前面ガラス交換でのプライマーや、配線作業でのエスロンなど、有機溶剤を使用しない作業方法が確立できるのか。	管理方法について手持ちがない。また、有機溶剤の取扱いに関しても確認が必要と認識した。
実施日までの間で、コンプライアンス違反にならないよう準備を行うこと。	了解した。

12. 委託業務の遂行に必要な図面、説明書、予備品、油脂や材料、特殊錠、特殊工具は、JRの責任において委託会社に提供を行うこと。また、改修や工事に伴う車両機器の仕様変更や、それに伴う作業内容変更がある場合は、JRが責任をもって遅滞なく情報提供を行うこと。

(回答) 引き続き、受託会社と連携して対応していくこととなる。

図面や説明書等を受託会社に提供していくことで良いか。	図面や説明書については紙やデータ等で提供を行っていく。
J Rが管理すべき無線機等の特殊錠や特殊工具は、J Rから作業の都度貸与する考えか。	そのように考えている。
総合車両からの予備品手配を行う場合、J Rが輸送手段を手配し、 受託会社が輸送を担うことがないこと。	J Rが予備品の手配を行い、運搬手段もJ Rが手配する。 受託会社が物品輸送を行うことはない。
車両改造や改修で検査内容が変更となる場合、あるいは整備規程やガイドラインが 変更となる場合は教育 すること。	変更となる場合は業務連絡や指導者講習会等で情報提供を行っていく。
検査内容の変更に伴い、受託会社の機能保全の工程が変わるような場合も、受託会社が工程を作成するのか。	受託会社が工程を作成する。J Rとしても直営で検査する場面を想定した工程表の修正を反映する。二重で管理することになる。

13. 本施策に伴う委託業務を、(株)JR東日本運輸サービスから、さらに第三者への業務委託をさせないこと。変更がある場合は、提案内容の変更にあたるため、再度提案を行うこと。

(回答) 受託会社と締結している「作業請負基本契約書」等に基づき実施することとなる。

「作業請負基本契約書」によれば、第三者委託に関して、どのように縛っているのか。	基本的には「一部または全部を第三者に請け負わせてはならない」としている。契約の中では、 但し書きとして「第三者委託をする場合には、J Rからの承認が必要である」旨を記述 している。
総合車両など部品単位の高度な修繕とは異なり、 現車の検査や修繕を委託する本施策の第三者委託は明確に反対だ。	受託会社が決めることであるが、 J Rとしては申請があれば判断するフローなどもあるので、適正かどうかを判断していく。
第三者委託をする場合、組合に提案を行うこと。	どういう形になるか分からないが、提起があったことは認識した。

⑤へつづく